多北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

◇ 規 則

0	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正す る規則【総務局人事部給与課】	5
0	勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部 給与課】	6
	◇告示	
0	精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福 祉部障害福祉企画課】	7
0	精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福 祉部精神保健福祉課】	8
0	不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示 事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域推進課	
	1	9
	◇ 公 告	
0	道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】	
0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局中央卸売市場】	1 0
0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務局情報政策部情報政策	1 1
	課】	1 4
0	北九州広域都市計画公園の変更案の縦覧【建設局公園緑地部緑政課】	
0	北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札	1 7
O	おれが用が光圧する関重業務、建設コンサルダンド業務等の競争人代参加資格審査の受付方法等【技術監理局契約部契約制度課】	1 8
0	北九州市が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方	
_	法等【技術監理局契約部契約制度課】	2 1
0	借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【消防局総務部総 務課】	2 4
	464 HT17 A	/ 4

◇ 上下水道局

0	排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】	
		2 7
0	給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	
0	北九州市上下水道局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審	2 8
_	査の受付方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	2 9
0	北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法等【上下水道局総務経営部経営企	0.0
	画課】	3 2
	◇ 交 通 局	
0	北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程【交通局総務経営 課】	0.5
0	北九州市交通局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の	3 5
	受付方法等【交通局総務経営課】	3 7
0	北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競	
	争入札参加資格審査の受付方法等【交通局総務経営課】	4 C
	~	
	נייר בוש האל 🍑	
0	北九州市病院局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の	
	受付方法等【病院局経営課】	4 3
0	北九州市病院局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競 争入札参加資格審査の受付方法等【病院局経営課】	
	ず入札参加負格番宜の支刊方法寺【病院局程呂誄】	4 6
	◇ 公営競技局	
0	北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等	
	の競争入札参加資格審査の受付方法等【公営競技局総務課】	4 9
0	北九州市公営競技局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審	
	査の受付方法等【公営競技局総務課】	5 2
	◇ 市選挙管理委員会	
0	◇ 市選挙管埋委員会各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員	

◇ 監査委員

○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助 できる期間【行政委員会事務局監査第一課】

5 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則本市の実情に沿った柔軟で多様な勤務形態を検討するため、平成30年6月1日から同年9月30日までの間、任命権者が公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を考慮して勤務時間の割振りを変更することができるようにしました。

この規則は、平成30年6月1日から施行することにしました。

◇勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

本市の実情に沿った柔軟で多様な勤務形態を検討するため、平成30年6月 1日から同年9月30日までの間、市長が公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を考慮して勤務時間の割振りを変更することができるようにしました。

この規則は、平成30年6月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第32号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「平成29年7月1日から同年8月31日まで」を「平成30年6月1日から同年9月30日まで」に改める。

付 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第33号

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を 次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 平成30年6月1日から同年9月30日までの間、市長は、職員(市長が別に定める職員に限る。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、条例第4条の2第2項の規定に基づく勤務時間の割振りを変更することができる。この場合において、休憩時間は、規則第4条第1項の規定に基づく休憩時間にかかわらず、正午から午後1時までとする。

付 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

北九州市告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支 援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告 示する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所(育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木一丁目3番	平成30年
	3 3 号	6月1日

2 薬局(育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
若園調剤薬局	北九州市小倉南区若園四丁目14 番14号	平成30年 5月1日
サクラ調剤薬局二島店	北九州市若松区二島二丁目2番14号	平成30年6月1日

3 訪問看護ステーション等(育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
きゆ訪問看護ステーシ	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目8	平成30年
ョン	番2号ガーデンヒルズ星ヶ丘20	6月1日
	1 号	

北九州市告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支 援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告 示する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
若園調剤薬局	北九州市小倉南区若園四丁目14	平成30年
	番 1 4 号	5月1日
サクラ調剤薬局二島店	北九州市若松区二島二丁目2番1	平成30年
	4 号	6月1日
きゆ訪問看護ステーシ	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目8	平成30年
ョン	番2号ガーデンヒルズ星ヶ丘20	6月1日
	1号	

北九州市告示第274号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称 石田南町ミサワ町内会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	深川年洋	北九州市小倉南区石田南一丁目5番8
		号
変更後	福谷賢一	北九州市小倉南区石田南一丁目7番1
		4 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区石田南一丁目5番8号
変更後	北九州市小倉南区石田南一丁目7番14号

4 変更年月日

平成30年4月1日

北九州市公告第364号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号平成30年6月1日 第944801号

2 路線名

路線名	事業名	幅員(m)	延長(m)	起点	終点
堀川町1	北九州広	6. 0~	105.2	八幡西区堀	八幡西区堀
3 号線	域都市計	10.4		川町723	川町750
	画事業折			番7	番1-1
堀川町1	尾土地区	6. 0~	1 1 7. 7	八幡西区堀	八幡西区堀
7号線	画整理事	10.2		川町752	川町801
	業			番1	番1
堀川町1		6. 0~	100.4	八幡西区堀	八幡西区堀
9号線		10.3		川町784	川町757
				番	番5
堀川町4		4. 0~	93.4	八幡西区堀	八幡西区堀
号線		8. 9		川町720	川町764
				番9	番2

北九州市公告第365号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9北九州市中央卸売市場
- (5) 入札方法 総価により行う。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により 小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30 年6月22日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項等を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9 北九州市産業経済局中央卸売市場
 - イ 日時 公告の日から平成30年7月19日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から 午後4時30分まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 競争参加の申出書の提出
 - ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は 、平成30年6月22日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市 産業経済局中央卸売市場に提出しなければならない。
 - イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年6月 22日の午後5時までに必着のこと。
 - (4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。
 - (5) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ。
 - イ 日時 平成30年7月20日午前10時
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年7月19日午後5時までに必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市産業経済局中央卸売市場

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町94番地の9

電話 093-583-2025

6 Summary

- (1) The contract item up for tender:

 Electric power supply to Central Wholesale Market
- (2) Deadline of Tender (by hand) 10:00a.m., July 20, 2018
- (3) Deadline of Tender (by mail) 5:00p.m., July 19, 2018
- (4) For further information, Please Contact:

 Central Wholesale Market, Industry and Economics Bureau,
 City of Kitakyushu

北九州市公告第366号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量
 - 平成30年度庁内イントラネット用パソコン等の借入れ及び保守 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成35年12月31日まで(契約締結の日から平成30年12月31日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日までの60箇月とする。)
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 入札方法 総価(機器借入れ料及び保守料の合計額)により行う。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするの で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問 わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載 すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30 年6月21日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格申請を 行わなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市総務局情報政策部情報政策課
 - イ 日時 公告の日から平成30年7月18日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日 を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から 午後4時30分まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室
 - イ 日時 平成30年6月28日午前10時
 - (4) 競争参加の申出書の提出
 - ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は 、平成30年6月21日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市 総務局情報政策部情報政策課に提出しなければならない。
 - イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年6月 21日の午後5時までに必着のこと。
 - (5)入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室
 - イ 日時 平成30年7月18日午後2時
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年7月17日の午後5時までに必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市総務局情報政策部情報政策課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3555

- 6 Summary
 - (1) Nature of Service to be procured

Lease and Maintenance of Computers and the related equipment for Intranet of Kitakyushu city office

- (2) Deadline of Tender (in Person)
 - 2:00p.m July 18,2018
- (3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m July 17, 2018

(4) For further information, please contact:

Information Technology Promotion Division,

General Affairs Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市公告第367号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を変更する都市計画の名称

6 · 5 · 1 号 大里公園

3 都市計画を変更する土地の区域 変更する部分 北九州市門司区不老町一丁目及び不老町二丁目

4 都市計画の案の縦覧場所北九州市小倉北区城内1番1号北九州市建設局公園緑地部緑政課

5 縦覧期間

平成30年6月1日から同月14日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の 毎日午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、 平成30年6月14日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。 北九州市公告第368号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年7月9日から同月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに(2)に定 める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)

- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

7803 - 8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第369号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車・船舶
 - (5) 家具・装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材·書籍·美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を 有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年6月18日から同年7月6日まで(日曜日及び土曜日を除く。

-)の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに(2)に定 める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ

、オ及びケは(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第370号

一般競争入札により、公用自動車(軽自動車7台)の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 契約内容
 - (1) 名称及び数量

北九州市消防局公用自動車の借入れ及び保守業務(平成30年度開

- 始) 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 平成30年9月1日から平成36年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局総務部総務課

(2) 期間

公告の日から平成30年6月14日まで(日曜日及び土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後4時30分まで

- 3 入札に参加するための要件
 - (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。
- 4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局総務部総務課

(2) 期間

ア 持参する場合は、公告の日から平成30年6月8日まで(日曜日及び 土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1 時から午後4時30分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、公告の日から平成 30年6月8日午後4時30分までに必着のこと。

- 5 入札及び開札の日時並びに場所
 - (1) 入札日時 平成30年6月14日 午前10時
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札場所

北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局庁舎3階警防本部室

6 入札の中止

この契約の入札については、この契約に係る予算が成立しない場合は、中 止する。この場合において、市はこの契約の入札の中止による補償は行わな い。

7 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 8 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市消防局総務部総務課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3802

FAX 093-592-6898

北九州市上下水道局告示第22号

北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店名	所在地	指定の有効期間
	代表者		
1 0 6 5	株式会社MOTO	北九州市門司区吉	平成30年6月1日
	SETSU	志一丁目30番1	から平成35年5月
	本村 修	2 号	3 1 目まで
2 1 0 5	福設サービス株式	北九州市小倉北区	平成30年6月1日
	会社	中井一丁目25番	から平成35年5月
	井上慎一郎	6 号	3 1 目まで
3 1 5 8	三友建設工業株式	北九州市小倉南区	平成30年6月1日
	会社	東貫三丁目21番	から平成35年5月
	松本友博	17号	3 1 目まで
3 1 5 9	ライフ	北九州市小倉南区	平成30年6月1日
	工藤尊稔	大字高津尾533	から平成35年5月
		番地1	31目まで

北九州市上下水道局告示第23号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定による給水 装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次 のとおり告示する。

平成30年6月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F - 1 9 2	株式会社シ ンエイ	木原朗広	大阪市中央区谷町 二丁目4番3号ア イエスビル9F	平成30年 6月1日
N - 1 5 6	株式会社宮 崎組	宮崎光吾	北九州市八幡西区 日吉台二丁目26 番52号	平成30年 6月1日
N - 1 5 7	マルモ工業	森本 茂	北九州市八幡西区 香月中央二丁目1 0番31号	平成30年 6月1日

北九州市上下水道局公告第60号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)第2条の規定において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を 有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年6月18日から同年7月6日まで(日曜日及び土曜日を除く。

-)の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ及びケは(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書 (個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

北九州市上下水道局公告第61号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第9号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年7月9日から同月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年6月1日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市交通局事務専決規程(昭和38年北九州市交通局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(1) 支出負担行為に関すること。の報酬、賃金等の執行の項 備考の欄を次のように改める。

法定福利費、厚生福利費及 び退職給付金を含む。

別表第2の(1) 支出負担行為に関すること。の項中

物品の購	決定	5 0 0 ~	1 0 0 ~	
入の執行	契約	~ 5 0 0	20~(単価基本契	
			約締結済みのものに	
			係る場合は、全額と	. 2.
			する。)	を
			〔総務経営課長〕	
			5 0 0 ~	
	検収	~ 1 0 0	1 0 0 ~	1

物品の購 決定 1, 0000 \sim 3 0 0 ~ 支出科目にかかわらず、物 入及び修 品に関するもの全部。ただ 繕に係る し、修繕に係る決定のうち 決定、契 工事に係るものを除く。 約及び検 契約 1, 0000~ 300~(別に定め 1 支出科目にかかわらず るものに係る場合は 収 、物品に関するもの全部 、全額とする。) 。ただし、修繕に係る契 約のうち工事に係るもの を除く。 2 別に定めるものとは、 次に掲げるものをいう。 (1) 単価基本契約締 結済みのもの (2) 価格協定基本契 約締結済みのもの 検収 全額 支出科目にかかわらず、物 品に関するもの全部。ただ し、修繕に係る検収のうち 工事に係るものを除く。

に、

「借地料、借家料及び若戸大橋渡橋料」を「借地借家料及び道路使用料」に、

建設改良	決定	2 0 0 0 ~	3 0 0 ~	建設改良費、外注修繕費及	
費、工事	契約	3 0 0 0 ~	〔総務経営課長〕	びその他修繕費に限る。	
請負費及			5 0 0 ~		
び外注修	検収	~ 3 0 0	3 0 0 ~		
理費の執					
行					,
工事の執	決定	2,000~	3 0 0 ~	支出科目にかかわらず、工	
行(変更	契約	3, 0000~	〔総務経営課長〕	事に関するもの全部	
を含む。			5 0 0 ~		
)	検査	~ 3 0 0	3 0 0 ~		١,
					. T
会議費の執行		5 0 ~	5 ~] ;
		•	•	•	١.
会議費の執行		5 0 ~	5 ~		
委託料の執行		7 0 0 ~	2 0 0 ~	工事に係るものを除く。	
使用料及び賃借料		2 0 0 ~	5 0 ~	基本契約等により金額の定	(

「及び自動車重量税」を「、自動車重量税、消費税及び地方消費税」に、「事故賠償金」を「事故賠償費」に改め、同表の(1) 支出負担行為に関すること。の貸切付帯経費の執行の項備考の欄を次のように改める。

めのあるものは、全額課長

専決事項とする。

旅行経費及び貸切あっせん 手数料に限る。

別表第2の(1) 支出負担行為に関すること。のその他諸経費の執行の項中「~50」を「100~」に改め、同表の注書中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

付 則

の執行

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

北九州市交通局公告第16号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市交通局管理規程第1号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を 有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年6月18日から同年7月6日まで(日曜日及び土曜日を除く。

-)の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ及びケは(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第17号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市交通局管理規程第4号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年7月9日から同月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市病院局公告第20号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市病院局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市病院局管理規程第1号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車・船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を 有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年6月18日から同年7月6日まで(日曜日及び土曜日を除く。

-)の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ及びケは(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載のものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書を発送する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
 - 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市病院局経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問い合わせ先

北九州市病院局経営課

電話 093-582-3055

FAX 093-582-3060

北九州市病院局公告第21号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの期間において、北九州市病院局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市病院局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市病院局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年7月9日から同月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力、送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書を発送する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市病院局経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問い合わせ先

北九州市病院局経営課

電話 093-582-3055

FAX 093-582-3060

北九州市公営競技局公告第9号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する

平成30年6月1日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、

又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年7月9日から同月20日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イ、ウ、エ、オ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ及びセは、(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

 \mp 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合わせ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第10号

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間において、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成30年6月1日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具・装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を 有しない者
- 3 申請の受付日時

平成30年6月18日から同年7月6日まで(日曜日及び土曜日を除く。

-)の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに(2)に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オ、カ、キ、ク、ケ及びサは、必要に応じて提出することとする。なお、提出書類ウ、エ、オ及びケは(1)による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 平成30年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合わせ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

北九州市選挙管理委員会委員長 日 髙 義 隆

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び第75条第 1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4 条第1項(合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村 の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の50分 の1の数

1万6,044人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、選挙管理委員(市の選挙管理委員に限る。)又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育長又は教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と

20万273人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び第86条第1項(選挙管理委員(区の選挙管理委員に限る。)の解職の請求)に規定する 選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8, 434人

小倉北区 5万667人

小倉南区 5万8,728人

若松区 2万3,158人

八幡東区 1万9,266人

八幡西区 7万673人

戸畑区 1万6,469人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙 管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び第5条第15項 (合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置 協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

13万3,697人

北九州市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間を次のとおり告示する。

平成30年6月1日

 北九州市監査委員
 江
 本
 均

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

氏	名	住所	補助できる期間
三浦	勝	福岡県福岡市博多区博多駅	平成30年6月1日から
		前二丁目12番25-11	平成31年3月31日ま
		0 2 号	で
小島	智也	福岡県北九州市戸畑区一枝	平成30年6月1日から
		一丁目6番32号	平成31年3月31日ま
			で
藤井	晋	福岡県北九州市八幡西区山	平成30年6月1日から
		寺町2番11号	平成31年3月31日ま
			で
平井	健太郎	東京都文京区小石川一丁目	平成30年6月1日から
		3番23-705号	平成31年3月31日ま
			で
川名	大哉	福岡県福岡市早良区城西二	平成30年6月1日から
		丁目3番53-503号	平成31年3月31日ま
			で
横田	大斗	福岡県福岡市博多区住吉三	平成30年6月1日から
		丁目8番30-612号	平成31年3月31日ま
			で
鎌田	三郎	東京都中野区弥生町一丁目	平成30年6月1日から
		11番9-301号	平成31年3月31日ま
			で